

# 学校法人浪工学園 寄附行為施行細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、学校法人浪工学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第69条の規定に基づき、寄附行為の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

### (効力)

第2条 この法人が定める諸規程（寄附行為を除く。）の内容とこの細則の内容が相反する場合、この細則が優越するものとする。

## 第2章 理事会及び理事

### 第1節 理事会の運営

#### (理事会の開催時期)

第3条 理事会は、6月及び3月に定例として開催するほか、必要に応じて開催する。

#### (招集)

第4条 理事会の招集は、次のいずれかの方法で通知するものとする。

(1) 書面を交付又は送付する方法

(2) pdf ファイルを電子メールで送信する方法

(3) 学校法人浪工学園のウェブサイトにアップロードした pdf ファイルを各理事がダウンロードする方法

2 前項第2号及び第3号の pdf ファイルは、印刷できる設定にしなければならない。

3 寄附行為第17条第6項の「会議の1週間前まで」とは、招集通知を発した日と会議の日の間に、7日以上あることをいうものとする。

#### (書面又は電磁的方法による意思表示)

第5条 理事会の招集を通知するときは、寄附行為第19条第4項の規定に基づいて書面又は電磁的方法によって議決に加わるための様式を添付するものとする。

2 寄附行為第19条第4項の規定に基づいて議決に加わる理事は、各議案に対する賛否を、書面又は電磁的方法によって、会議の開始までに理事会に通知しなければならない。

#### (オンライン会議)

第6条 理事又は監事がオンラインの方法で理事会に出席するときは、Web 会議ツール（Teams 又は Zoom 等）を用いるものとする。

2 オンライン会議の方法で出席する理事又は監事がいるときは、会議の開始時に、次の事項を確認しなければならない。

(1) 当該出席者の所在場所

(2) 出席者の画像と音声即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明できる状態であること

3 会議の途中で前項第2号の状態でなくなった場合、その間、当該理事は退席したものと取り扱う。

(理事長以外の議長の互選)

第7条 寄附行為第18条第2項による議長の互選は、挙手又は投票のほか、出席理事が推薦し、他の出席理事に異議の有無を問う方法によって行う。

(議長の職務)

第8条 議長は、理事会を主宰し、その議事進行を行う。

(開会及び閉会)

第9条 理事会は、議長の開会宣言によって開始し、閉会宣言によって終了する。

2 議長は、必要に応じ、理事会の途中で休憩を設けることができる。

(出席者の発言)

第10条 理事会の出席者が発言するときは、議長の許可を得なければならない。

(定足数の判断)

第11条 議長は、出席理事(オンライン会議による出席者又は書面若しくは電磁的方法による出席者を含む。)の人数が、法令及び寄附行為が定める定足数を充足していることを確認しなければならない。

2 理事会の定足数の充足は、議案ごとに、決議の時点で判断しなければならない。

(議案)

第12条 理事会の会議の目的である事項に対する議案は、議長が提出する。ただし、寄附行為第17条第3項又は第4項によって理事会が招集された場合、招集の請求又は招集をした理事が議案を提出する。

2 理事は、単独又は連名で、議長の許可を得て、議案を提出することができる。

3 議案の提出者は、議案の趣旨及び内容を説明しなければならない。この説明は、当該議案を担当する部署の職員に行わせることができる。

(決議の方法)

第13条 理事会の決議は、口頭、挙手、投票のいずれかの方法で行う。

- 2 口頭による決議は、議長から出席者に対し、異議の有無を問う方法で行うことができる。
- 3 投票による決議は、記名投票によって行う。

(特別利害関係人の退席)

第 14 条 決議について特別の利害関係を有する理事は、当該議案の審議を開始するときに、退席しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議案の説明を行わせる場合その他必要があると認める場合には、決議を行う前まで、当該理事を会議に同席させることができる。

(白票等の取扱い)

第 15 条 投票の際に白票があった場合は、出席者に算入しない。

2 決議の際に退席又は棄権した者は、出席者に算入しない。

(同席)

第 16 条 理事会には、議案の説明その他必要があるときは、この法人の職員、学外の有識者その他必要な者を同席させることができる。

2 前項の同席の可否は、議長が決するものとする。ただし、出席理事の過半数が同席を求めた者については、同席を認めなければならない。

3 議長は、いつでも、同席者を退席させることができる。ただし、出席理事の過半数が退席を不要とした者については、退席させることができない。

(傍聴)

第 17 条 理事会は、公開しない。ただし、議長が許可したものに限り、傍聴することができる。

2 傍聴者は、発言をすることができない。

3 傍聴者は、議長の指示に従わなければならない。

4 議長は、いつでも、第 1 項ただし書の許可を取り消し、傍聴者を退席させることができる。

(議事録)

第 18 条 議長は、理事会の開催ごとに、議事録を作成しなければならない。

2 議長は、議事録の作成に係る事務を事務職員に行わせることができる。

3 理事会の議事録を作成したときは、遅滞なく、各理事及び各監事に閲覧の機会を与えなければならない。

4 理事又は監事からの議事録の記載について異議の申出があった場合は、議長は、修正の要否を検討し、次回の理事会で報告しなければならない。

(事務局)

第 19 条 理事会の運営に関する事務は、法人事務局及び高等学校事務室が行う。

## 第2節 業務決定の委任

### (業務決定権の委任)

第20条 寄附行為第20条に基づき、法令及び寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定を、理事長に委任する。

### (副委任)

第21条 理事長は、前条に基づいて委任された事項の決定を、他の理事又は職員へ委任することができる。

### (常任理事会の設置)

第22条 この法人に、常任理事会を設置する。

2 理事長は、第20条の規定によって委任された業務決定の権限を、常任委員会設置規程に定めるところにより、常任理事会に委任する。

3 常任理事会の構成、運営その他の事項は、常任理事会設置規程に定める。

## 第3節 理事会への報告

### (理事からの報告)

第23条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、定例の理事会において、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 前項の報告には、予算の執行状況、生徒募集の状況を含めるものとする。

3 前各項に定めるもののほか、理事は、自己の職務の執行の状況について、適時に理事会へ報告しなければならない。

### (利益相反取引及び競業取引の報告)

第24条 この法人との利益相反取引又は競業取引を行った理事は、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

2 前項の取引が継続的なものであり、理事会から包括的な承認を受けていた場合、当該理事は、3月又は6月の定例の理事会において前項の報告をすれば足りるものとする。ただし、この法人に損害を及ぼす恐れがあるときは、この限りでない。

## 第4節 理事の義務

### (理事の責務)

第25条 理事は、法令、寄附行為及びこの法人が定める諸規程を遵守し、善良な管理者の注意をもって職務を遂行しなければならない。

(秘密の保持)

第 26 条 理事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。理事の職を退いた後も同様とする。

### 第 3 章 監事

(監査の同意又は合意を要する事項)

第 27 条 法令又は寄附行為の規定によって監事の同意又は合意が必要な事項について、監事が同意又は合意をしたときは、その内容を書面又は電磁的方法で記録しなければならない。

2 監事は、前項の書面又は電磁的方法で記録した内容を、速やかに理事に通知しなければならない。

(監事の責務)

第 28 条 監事は、法令、寄附行為及びこの法人が定める諸規程を遵守し、善良な管理者の注意をもって職務を遂行しなければならない。

(秘密の保持)

第 29 条 監事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。監事の職を退いた後も同様とする。

(監事監査規程)

第 30 条 監事による監査に必要な事項は、監事監査規程に定める。

### 第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会の開催時期)

第 31 条 定時評議員会以外の評議員会は、3月に定例として開催するほか、必要に応じて開催する。

(評議員会の招集)

第 32 条 評議員会の招集は、次のいずれかで通知するものとする。ただし、第 2 号及び第 3 号の方法は、当該評議員が書面又は情報通信技術を利用した方法で承諾した場合に限り用いることができる。

(1) 書面を交付又は送付する方法

(2) Pdf ファイルを電子メールで送信する方法

(3) 学校法人浪工学園のウェブサイトアップロードした pdf ファイルを各評議員がダウンロードする方法

2 前項第 2 号及び第 3 号の pdf ファイルは、印刷できる設定にしなければならない。

3 評議員は、第1項ただし書きの承諾を、いつでも、書面又は情報通信技術を利用した方法によって撤回することができる。

(評議員会の招集に係る理事会の決議)

第33条 理事会の決議によって評議員会の招集を決定した後、次の各号に掲げる事項を変更する場合、再度理事会で決議しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 会議の目的である事項に係る議案が確定していたときは、当該議案
- (4) 私立学校法施行規則に定める事項

(議長の互選)

第34条 寄附行為第44条による議長の互選は、挙手又は投票のほか、出席評議員が推薦し、他の出席評議員に異議の有無を問う方法によって行う。

(議案)

第35条 評議員会の会議の目的である事項に対する議案は、理事が提出する。

2 私立学校法第75条第1項に基づいて評議員が議案を提出しようとするときは、議長は、評議員の総数10分の1以上が共同して行っていることを確認し、議事録にその氏名を記載しなければならない。

3 議案の提出者は、議案の趣旨及び内容を説明しなければならない。この説明は、当該議案を担当する部署の職員に行わせることができる。

(準用)

第36条 この細則の規定のうち、オンライン会議、議長の職務、開会及び閉会等、出席者の発言、定足数の判断、決議の方法、特別利害関係人の退席、白票等の取扱い、同席、傍聴に関する理事会の規定は、評議員会に準用する。

(議事録)

第37条 議長は、評議員会の開催ごとに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議長は、議事録の作成に係る事務を事務職員に行わせることができる。
- 3 評議員会の議事録を作成したときは、遅滞なく、各理事、各評議員及び各監事に閲覧の機会を与えなければならない。
- 4 理事、評議員又は監事から議事録の記載について異議の申出があった場合、議長は、修正の可否を検討しなければならない。
- 5 議長は、議事録の修正をしたときは、各理事、各評議員及び各監事に、改めて閲覧の機会を与えなければならない。

(事務局)

第 38 条 評議員会に関する事務は、法人事務局及び高等学校事務室が行う。

(秘密の保持)

第 39 条 評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。評議員の職を退いた後も同様とする。

## 第 5 章 雑則

(改廃)

第 40 条 この細則の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則

1 この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。